

前回部会（4月26日）における指摘事項に対する確認状況等

番号	指 摘 事 項	確 認 状 況 等
1	<p>大気質・気象の現地調査地点の選定理由は何か。</p>	<p>○ 大気質・気象の現地調査地点は、方法書の 5-25 ページの図 5-1 に示す 4 地点（K-1～K-4）で、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測及び評価に必要な情報を把握するため、地域を代表する地点を選定したものです。</p> <p>○ 具体的な考え方を都市計画決定権者に確認したところ、都市計画対象道路事業実施区域周辺における東海市を代表する地点として K-1 を、知多市を代表する地点として K-2 を、常滑市を代表する地点として K-3 を選定するとともに、文献調査の結果、降下ばいじんの濃度が比較的高い東海市横須賀付近の状況を把握する地点として K-4 を選定したとのことでした。</p>
2	<p>現地調査で風速の測定を行う場合には、測定機器の設置場所について十分検討した方がよい。</p> <p>また、既存資料調査においても、風速計の位置を確認する等データの質についても考慮した方がよい。</p>	<p>○ 現地調査における風速の測定は、「地上気象観測指針」に示された方法で行うこととされており、原則として地上 10m の高さで行われます。</p> <p>○ 気象の調査方法等について都市計画決定権者に確認したところ、現地調査に際しては、その観測環境に十分に留意するとともに、また、既存資料調査においても、風速計の位置を確認する等適切に対応するとのことでした。</p>